

日進市地域包括支援センターの運営について

1 概要

（1）目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するもの。

（2）設置主体

日進市

（3）設置時期及び形態

時期：平成18年4月1日

形態：業務委託

名 称	受託法人
中部地域包括支援センター	（社福）日進市社会福祉協議会
東部地域包括支援センター	（医）愛泉会
西部地域包括支援センター	（社福）日進福祉会

（4）担当圏域（日常生活圏域）

高齢者を見守る日常生活圏域を中学校区と定め、市内を西部・中部・東部の3つに区分する日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを配置。

	担当地域
中部	蟹甲町・折戸町・本郷町・岩崎町・岩藤町・南ヶ丘・東山・栄（一・二丁目）・藤塚・竹の山
東部	藤枝町・米野木町・三本木町・藤島町・北新町・五色園・栄（三～五丁目）・米野木台
西部	赤池町・浅田町・梅森町・野方町・梅森台・香久山・赤池・岩崎台・赤池南・浅田平子

(5) 各圏域の状況(令和6年4月末日時点)

【単位：人、％】

※ () 内は前年度。以下同じ

	日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
総人口	93,935 (93,610)	33,810 (33,782)	22,280 (22,510)	37,845 (37,478)
高齢者人口	19,133 (18,987)	7,360 (7,368)	5,103 (5,071)	6,670 (6,548)
(前期高齢者人口)	8,000 (8,341)	2,880 (3,045)	2,030 (2,124)	3,090 (3,172)
(後期高齢者人口)	11,133 (10,646)	4,480 (4,323)	3,073 (2,947)	3,580 (3,376)
高齢化率	20.4 (20.3)	21.8 (21.8)	22.9 (22.5)	17.6 (17.5)

		日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
介護認定者等数		3,249 (3,352)	1,353 (1,363)	876 (859)	1020 (997)
要支援	事業対象者	142 (129)	78 (62)	31 (31)	32 (36)
	要支援1	527 (489)	211 (204)	145 (116)	171 (150)
	要支援2	594 (570)	254 (236)	161 (143)	179 (187)
要介護	要介護1	616 (609)	250 (253)	163 (160)	203 (178)
	要介護2	443 (458)	176 (182)	118 (128)	149 (130)
	要介護3	383 (371)	159 (156)	106 (88)	118 (109)
	要介護4	423 (441)	185 (169)	118 (120)	120 (128)
	要介護5	263 (285)	118 (111)	65 (73)	80 (79)

(市全体の要支援・要介護の人数には第2号被保険者、住所地特例も含む。)

2 事業内容

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもの。

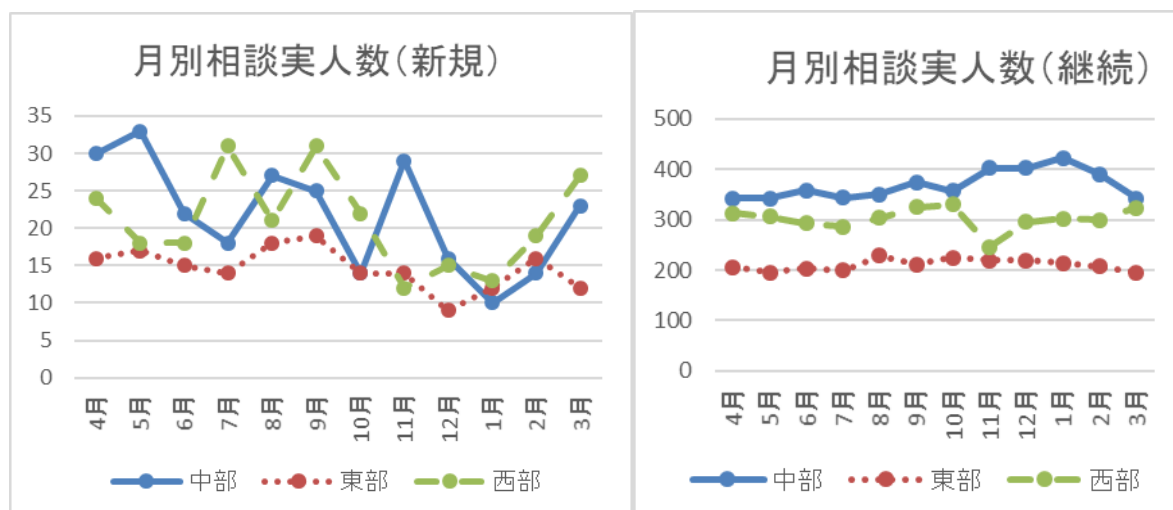
- ・ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- ・ その実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ・ 地域の高齢者の状況の実態の把握

主な相談年間件数

【単位：人】

※（ ）内は前年度。以下同じ

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
相談人数	42,353	18,244	9,861	14,248
※延べ人数	(36,465)	(13,552)	(8,233)	(14,680)
相談実人数	699	272	176	251
【新規】	(678)	(355)	(119)	(204)
相談実人数	11,161	5,013	2,525	3,623
【継続】	(9,812)	(3,860)	(2,234)	(3,718)
電話人数	15,366	6,908	3,086	5,372
※延べ人数	(13,443)	(5,469)	(2,256)	(5,718)
訪問人数	5,629	2,419	1,614	1,596
※延べ人数	(5,296)	(2,172)	(1,438)	(1,686)



主な相談内容と年間件数 ※件数の多い順

【単位：件】

相談内容	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
介護保険サービス	4,575 (3,452)	2,314 (1,258)	1,146 (1,003)	1,115 (1,191)
介護相談・介護方法	1,768 (1,681)	326 (311)	621 (485)	821 (885)
福祉用具・住宅改修	1,328 (1,036)	838 (453)	252 (235)	238 (348)
虐待・権利擁護	1,208 (1,176)	366 (151)	218 (79)	624 (946)
医療・保健	1,118 (896)	490 (280)	458 (376)	170 (240)
認知症	847 (413)	469 (153)	185 (55)	193 (205)
安否確認	709 (670)	393 (276)	59 (64)	257 (330)
高齢者福祉サービス	518 (480)	281 (220)	124 (111)	113 (149)

②権利擁護業務

- 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの。

- ・ 成年後見制度の活用促進
- ・ 老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応
- ・ 困難事例への対応
- ・ 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

相談・支援年間件数

【単位：件】

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
合計	1,208	366	218	624
※延べ件数	(1,176)	(151)	(79)	(946)
① 成年後見制度	70 (54)	18 (2)	22 (4)	30 (48)
② 高齢者虐待	241 (429)	49 (15)	59 (26)	133 (388)
③ 困難事例	883 (669)	289 (125)	135 (43)	459 (501)
④ 消費者被害	9 (19)	6 (9)	2 (2)	1 (8)
⑤ その他	5 (5)	4 (0)	0 (4)	1 (1)

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携する。
- 介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うもの。

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- ・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員からの年間相談件数・内容

【単位：件】

認知症	権利擁護・ 困難事例	サービス調整・ 市制度利用	医療機関・ 介護事業所の 紹介	家族支援	その他 相談 報告	合計
62	33	57	28	11	58	249

④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ・アセスメント、介護予防サービス計画の作成
- ・サービス担当者会議、事業者等との連絡調整
- ・モニタリング（給付管理）

【単位：件】

	介護予防支援			介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)		
	自己 作成	委託	合計	自己 作成	委託	合計
中部	1,845 (1,669)	308 (375)	2,153 (2,044)	1,644 (1,658)	109 (111)	1,753 (1,769)
東部	990 (820)	367 (535)	1,357 (1,355)	624 (563)	240 (252)	864 (815)
西部	1,667 (1,396)	459 (537)	2,126 (1,933)	899 (941)	192 (192)	1,091 (1,133)
市 全体	4,502 (3,885)	1,134 (1,447)	5,636 (5,332)	3,167 (3,162)	541 (555)	3,708 (3,717)

(2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(3) 地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくもの。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくもの。

【単位：件】

	開催回数	主な対象者		
		要介護	要支援	その他
中部	6	4	2	0
東部	5	2	0	3
西部	5	2	3	0

○中部地域包括

回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	気持ちに波があり声かけが難しいが、慣れない土地で暮らすにはどうしたらよいか。		○	
2	自宅内で過ごすことに満足しているが、生活の幅を広げるためにはどうしたらよいか。		○	
3	在宅酸素が始まったことをきっかけに外に出掛けることが無くなっているが、今の生活が幸せと感じている方の今後の支援について。		○	
4	介護認定を受けても、仕事をして生きがいを持ち人生を楽しむためにはどうしたらよいか。		○	
5	足腰おたっしやクラブを卒業後に運動を継続していくにはどうしたらよいか。	○		
6	多種のサービスを利用しているが連携が取れていないため、情報を共有し本人が不安なく生活できるような支援に繋げたい。	○		

○東部地域包括

回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	病気のことが気になりご近所との関係も無くなっている。不安な気持ちを相談できる窓口はどこがよいか。	○		
2	高齢夫婦で助け合いながら生活しているが、夫婦ともに少し前のことを忘れてしまう。車の鍵は家族が預かっているが車に乗ろうとしたり、ごみを決まった曜日に出せない状況。地域としてどのように支援するか。			○
3	今年妻が他界し独居、食事量少なく体重減少している。困った時に気軽に聞ける地域の人がない。どのように支援したらよいか。	○		
4	外出の機会が少ないもしくは難しい世帯が複数あり、地域としてどのような支援方法があるか。			○
5	外出困難者の少量輸送利用について。			○

○西部地域包括

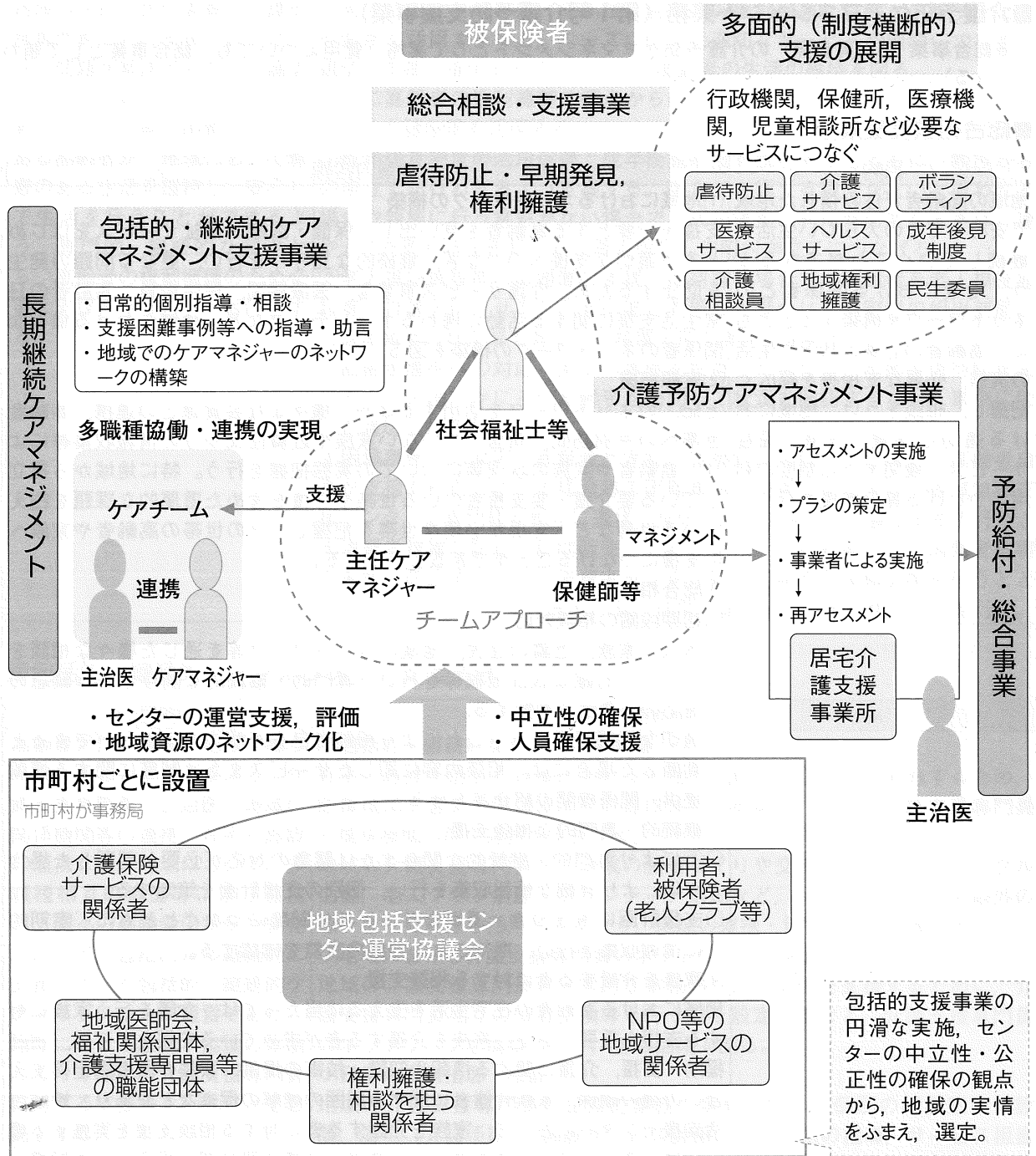
回	テーマ	対象者		
		要介護	要支援	その他
1	住み慣れた自宅で近所の方とお付き合いを続けながら、生活していきたい。	○		
2	歩行のぎこちなさを軽減し、以前のように歩けるようになりたい。		○	
3	土地勘がなく、軽度視力障害がある為、日課の散歩は自宅周辺しかできない。散歩の範囲を広げて、安全に行う手助けはないか。		○	
4	一人暮らし高齢者等の緊急時において、公的サービスのほか、ニーズに見合った地域資源や取り組みについて。		○	
5	認知症症状のある高齢者が自宅での生活を継続できるには。	○		

(4) 「自由参加型」地域ケア会議

要介護度が軽度な方の参考事例をもとに、本人の介護予防や自立に向けて必要と思われる支援について、専門職や地域関係者がそれぞれの立場で意見交換や助言を行うもの。

回	テーマ	対象者		参加者数
		要介護	要支援	
1	体力の衰えがあり一人暮らしが困難になってきた方の自立支援について。		○	5 3
	自分らしく余生を過ごすために～社会性を保ちながら、人として自立がしたい。	○		
2	地域の目を気にするためサービス導入が難しく、短期記憶障害のある一人暮らしの高齢者への支援。		○	3 2
	行きたいときに行きたい場所に出かけられるようになりたい（外出手段方法について）。	○		
3	101歳で独居の女性 地域で安全に暮らすためには。		○	2 7
	自由に出掛けることができ、人と交流しながら自宅での生活を続けたい。	○		
4	慢性疼痛により活動性が低下している方の支援。		○	3 5
	妻が人に家の中を見られる事を嫌がり、契約に対する警戒心が強い方への支援について。	○		
5	血液透析、胃切除後に閉じこもりとなった79歳男性。楽しみをみつけ生活の幅を広げるためには。		○	3 3
	突然目が見えない生活となってしまったが、夫婦で散歩に出かけたり、野菜を育てたりしたい。	○		
6	認知症があっても社会との関りを持ち自立した生活を送るためには。		○	3 8
	今年度地域ケア会議を行った事例の振り返り	-	-	

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



（社会保険研究会 『平成 30 年 8 月版 介護保険制度の解説』）

3 職員配置について

(1) 職員配置に係る国の基準

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)

【人員】

- 原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置く
- 三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者を配置することもできる

【員数】

- 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)それぞれ各1人

(2) 日進市における職員配置に係る基準等

【人員】

- センター業務を実施するために、常勤かつ専従の職員を以下の職種毎に1名以上配置
 - ①保健師又は地域ケアマネジメントや地域保健業務等の経験がある看護師
 - ②社会福祉士
 - ③主任介護支援専門員

【員数※】 ※委託料積算上の基準

- 国の基準に基づく配置：3名
- 高齢者人口3,500人以上の場合に、500人ごとに0.2名を加配

(3) 職員配置の状況(令和6年4月末日時点)

()内は常勤換算した場合の人数

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
保健師・看護師	4(4)名	2(2)名	1(1)名	1(1)名
社会福祉士	4(3.4)名	2(1.4)名	1(1)名	1(1)名
主任介護支援専門員	3(3)名	1(1)名	1(1)名	1(1)名
介護支援専門員	10(7.7)名	6(4.1)名	2(1.8)名	2(1.8)名